

# 「共に歩む」

要するに 3 通りしかないんだよね。  
ひとつはね、強いやつについていく。  
もうひとつは逃げる。  
三つ目は独りで闘う。

在日韓国人 2 世の日本人作家

伊集院 静

## 構成

1. 社会認識
2. 理想社会像・問題意識
3. 現状分析
  - 3-1  
「在日外国人」用語の整理と対象の明確化
  - 3-2  
在日外国人について
    - 3-2-1  
在日外国人 - 数
    - 3-2-2  
在日外国人 - 背景
  - 3-3  
異文化ストレスについて
    - 3-3-1  
ストレスとは
    - 3-3-2  
異文化ストレス - 生じる過程
  - 3-4  
在日外国人と異文化ストレス-推定数
4. 原因分析
  - 4-1  
在日外国人への偏見・差別
  - 4-2  
言語要因
  - 4-3  
メンタルヘルスサポートの不備
5. 政策
  - 5-1  
インターカルチュラルシティ政策
  - 5-1  
日本語支援
  - 5-2  
こころの相談事業
6. 参考文献一覧

## **1. 社会認識**

現代はグローバル化の時代である。グローバル化とは、多様な考え方や文化的背景を持った人、あるいは情報などが、国境を越えた移動をするようになることである。そして、この移動に関して、戦後、先進国においては、発展途上国からの出稼ぎ労働者や各種難民の流入が増えた。これらのことは、異文化同士の接触を引き起こすこととなった。

グローバル化は第二次世界大戦後の時代の流れの中で顕在化してきたものと言える。戦後にはアジアやアフリカといった戦前には植民地であった国々が、西欧や日本といった旧宗主国の国々から独立していった動きがあった。つまり、戦前には宗主国であった日本やドイツが、第二次世界大戦において敗れただけでなく、勝戦国であったフランスもその植民地の支配が弱くなったということだ。その中で 1960 年代には旧植民地地域のほとんどが政治的独立を獲得した。

しかし、それだけでは終わらず、国内的にも、国際的にもシコリを残す結果となった。国内的なものを上げると、在日外国人の存在が挙げられる。彼らの中には旧植民地時代に日本に来た、あるいは日本に連れてこられた人々であり、日本という別の文化を持つ土地での日本人という別の民族との生活を余儀なくされた人々である。こういった人々に対する差別は今尚残っている。あるいは国際的な部分を見てみると、戦前に宗主国であった先進国と戦前には植民地であった後進国とに分かれることになった。彼らは先進国との経済的な差もさる事ながら、旧植民地時代に宗主国によってなされた政策により、今尚民族対立による、不安定な状態に置かれている。

こういったことに対し、2001 年 8 月 31 日に、国連主催の世界人種差別撤廃会議が南アフリカのダーバンで開かれた。この会議では人種差別だけでなく、性別や出自による差別、先住民や難民に対する差別等について議論された他、アフリカ諸国が欧米諸国に対して過去の奴隷制度と植民地支配への謝罪と賠償を求めるようなことがなされた。

このように現代はグローバル化の時代であり、それによる異文化同士の接触、そしてマイノリティとマジョリティの摩擦への認識が高まっている時代なのである。

## **2. 理想社会像・問題意識**

私の理想社会像は「自信を持てる社会」である。ここにおける「自信」とは、他者との関わりの中で得られる自己肯定感を指す。ここにおける自己肯定感を得るためには、アイデンティティを持ち、それを自らが肯定的に受け入れる必要がある。

アイデンティティとは、自己の性質に対する認識である。そして、ある人がアイデンティティを持っているということは、他者との差異を持っているということにほかならない。つまり、自分との差異を持った他者がいることによって、アイデンティティを意識するこ

とができる。

また、アイデンティティを肯定的に受け入れるためには、他者との関わりの中で、アイデンティティを尊重してもらう必要がある。尊重とは、理解し、承認することである。

なぜならば、社会のみんなが自らのアイデンティティを肯定的に受け入れるために、アイデンティティの相互的な尊重がなされることが欠かせず、如何様なアイデンティティでも尊重されるべきであるからだ。

しかしながら、社会におけるある特定の人々が自信を持つことを阻害している事象がある。それが在日外国人の異文化ストレスの問題である。

異文化ストレスとは、異文化への適応に失敗してしまったことを原因として発生するストレスの事を指す。在日外国人は、日本人とは違った文化的背景を持つことにより、このようなストレスを抱えてしまう危険性を持っている。

在日外国人は、日本人という他者から、日本人とは異なるアイデンティティを尊重してもらうことが難しい状況にある。そのことは、日本人という他者とのかかわり合いの中で得られる自己肯定感、すなわち自信を持つことができない状況にあると言える。

故に「在日外国人の異文化ストレス」が私の問題意識である。

### **3. 現状分析**

ここでは、私の問題意識である「在日外国人の抱える異文化ストレス」について、「どれだけの在日外国人が異文化ストレスを抱えているのか」検証し、その問題性をみていく。その手順としてはまず、①「在日外国人」という用語の定義を整理し、彼らの現在の数を把握する。次に②異文化ストレスという事象がどのようなものなのか、説明を行う。そして最後に③前のふたつを基に、どれだけの在日外国人が異文化ストレスを抱えているのか、実態を把握することを目指す。

#### **3-1 「在日外国人」用語の整理と対象の明確化**

現状分析を行うに当たって、まず在日外国人という用語についてその整理を行う。国際保健用語集によれば、この言葉に関する明確な定義はない<sup>1</sup>。それに加えて、在日外国人という用語に関連し、様々な類語も存在する。そこで、まず初めに本稿で議論をしていく対象の明確化のためにも、在日外国人という用語の整理から始める。

最初に「在日外国人」という用語についてだが、先にも述べたとおりこの言葉に関する明確な定義はない。しかし、一般にこの用語は定着しており、主に、「日本に暮らす外国人の総称」という意で使われている<sup>2</sup>。これを表す用語として、日本の省庁のホームページや

---

<sup>1</sup> 国際保健用語集より

<http://www.weblio.jp/content/%E5%9C%A8%E6%97%A5%E5%A4%96%E5%9B%BD%E4%BA%BA>

(2015年8月7日閲覧)

<sup>2</sup> 同上。国際保健用語集より。

資料などでは、しばしば「在留外国人」という用語が使われる。本稿では、「在留外国人」と「在日外国人」は同じ用語として扱っていく。では、この「在留外国人」という用語はどのような外国人を指すのだろうか。

日本に在留する外国人は 2012 年 7 月までは、「外国人登録法」によって、外国人登録が義務付けられていたが、この法律は現在廃止されている。日本に入国・在留する外国人が年々増加しているという背景から、第 171 回国会で「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が成立し、今では日本人と同じ住民基本台帳法が適用されることとなった。では、この法律の適用される外国人はどのような人々なのだろうか。その対象となる人々を以下の図-1 にまとめた。

| 基本的な考え方としては、観光などの短期滞在者等を除いた、適法に3か月を超えて在留する外国人であって住所を有する者が対象者となり、次の4つに区分される。 |                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 中長期在留者<br>(在留カード交付対象者)                                                  | 我が国に在留資格をもって在留する外国人であって、3月以下の在留期間が決定された者や短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者等以外の者。<br>改正後の入管法の規定に基づき、上陸許可等在留に係る許可に伴い在留カードが交付される。                                                    |
| (2) 特別永住者                                                                   | 入管特例法により定められている特別永住者。改正後の入管特例法の規定に基づき、特別永住者証明書が交付される。                                                                                                                  |
| (3) 一時庇護許可者又は仮滞在許可者                                                         | 入管法の規定により、船舶等に乗っている外国人が難民の可能性がある場合などの要件を満たすときに一時庇護のための上陸の許可を受けた者(一時庇護許可者)や、不法滞在者が難民認定申請を行い、一定の要件を満たすときに仮に我が国に滞在することを許可された者(仮滞在許可者)。<br>当該許可に際して、一時庇護許可書又は仮滞在許可書が交付される。 |
| (4) 出生による経過滞<br>在者又は国籍喪失によ<br>る経過滞<br>在者                                    | 出生又は日本国籍の喪失により我が国に在留することとなった外国人。入管法の規定により、当該事由が生じた日から60日を限り、在留資格を有することなく在留することができる。                                                                                    |

図-1 在留外国人 住民基本台帳制度の適用対象者

総務省 HP より著者作成。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html) (2015 年 8 月 3 日閲覧)

では、図-1 の(1)~(4)についてそれぞれ説明して行こう。(1)中長期在留者とは、図にもあるように在留資格を持って日本に在留する外国人を指す。

日本貿易振興機構(JETRO)によれば<sup>3</sup>、在留資格というのは外国人が日本に滞在する根拠となるもので、「出国管理及び難民認定法」に定める活動を行うことができる資格であり、

<sup>3</sup> [https://www.jetro.go.jp/invest/setting\\_up/section2/page2.html](https://www.jetro.go.jp/invest/setting_up/section2/page2.html) (2015 年 8 月 3 日閲覧)より。

ビザとは異なるものである<sup>4</sup>。この区分に当てはまる人として、例えば、医療や教育、経営・管理といった活動をする人々や、留学生などを挙げることができる。

次に(2)特別永住者について説明していく<sup>5</sup>。図-1の(2)の説明文で挙げられている「入管特例法」とは、正式には、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者達の出入国管理に関する特例法」といい、この法律が定める「特別永住者」とは、戦前から日本に在留している在日韓国人・朝鮮人・台湾人のことを指す。

彼らについての歴史的背景を説明すると、日本の敗戦後の1952年、サンフランシスコ平和条約によって、朝鮮半島・台湾などが日本の領土ではなくなった。その際に、戦争中に日本の占領下で日本国民とされた人たちは、日本国籍を失うこととなる。このような人々とその子孫について、日本への定住性を考慮し、永住を許可するものとして誕生したのが、「特別永住者」という地位なのである。

また、補足だが、在日外国人を指す言葉としてしばしば使われる「ニューカマー」、「オールドカマー」といった用語が存在する。これらの言葉について説明すると、この「オールドカマー」と呼ばれる人々は図-1の(2)特別永住者と呼ばれる人々に該当する。一方「ニューカマー」と呼ばれる人々は主に1970年代~80年代ごろから、高度経済成長をうけて、日本にきた出稼ぎ労働者を指すが、その対象は広く、上記の図-1の(1)~(4)の区分には当てはめにくい。

(3)一時庇護許可者又は仮滞在許可者について。これは主に、難民と呼ばれる人々を指す。日本は難民条約、及び難民議定書に加入したことにより、国際法上難民を保護する義務を負うこととなった<sup>6</sup>。しかしながら難民は日本に滞在するために必要となる証明を有していないことも多い。その場合には、難民を保護することができない。このような背景から導入されたのがこの「(3)一時庇護許可者又は仮滞在許可者」の枠組みである。

最後に(4)出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者について説明する<sup>7</sup>。こ

---

<sup>4</sup> また、外国人が日本在留中に行うことができる活動の範囲は、この在留資格に対応してそれぞれ定められており、「資格外活動の許可」を取得する場合を除いて、原則として外国人はその在留資格に属する活動の下で許容される以外の収入を伴う活動を行うことは禁止されている。

<sup>5</sup> 特別永住者の説明を書く際に次のWebサイトを参照した。「イワタ行政書士事務所入管サイト『特別永住者(入管特例法)』」[http://iwata-gyosei.com/zs\\_eijyuu.html](http://iwata-gyosei.com/zs_eijyuu.html) (2015年8月4日閲覧)

<sup>6</sup> 難民条約とは、「難民の地位に関する条約」のこと。1951年7月28日、難民の人権保障と難民問題解決のための国際協力を効果的にするという目的の下、難民および無国籍者の地位に関する国際連合全件委託会議にて採択された。効力の発生は1954年4月22日。難民議定書とは、すなわちこの条約を補充するために作成された「難民の地位に関する議定書」のことであり、1967年10月4日に発行された。このような国際的な動きを受け、日本は1981年6月5日の国会承認を経て、10月3日に加入書寄託、10月15日に公布、1982年1月1日に発行される運びとなる。

<sup>7</sup> 西尾市Webサイト「外国人住民」の項を参照した

<http://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/6,19840,63,306.html> (2015年8月4日閲覧)

こで言う在日外国人は、出生つまり、赤ちゃんや、あるいは、日本国籍を持っていたが、様々な理由から日本国籍を失ってしまった人を指す。そしてこのような場合には、それから 60 日間は日本に滞在することができるということが彼らには許されている。また、続けて日本に滞在したい場合でも、出生あるいは国籍喪失から 30 日以内に入国管理局において在留資格の取得を申請すれば、60 日が超えた場合でも引き続き日本に滞在することができる。図-1 の(4)出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者はそういった人々について説明している。

ここまで、在日外国人という用語について、総務省の在留外国人の用語を参照しながら、整理を進めてきた。本稿では、以上の図-1 で指摘した(1)~(4)のような人々を「在日外国人」として扱い議論を進めていく。

### **3-2 在日外国人について**

ここでは、前の節で提示した本稿における在日外国人の定義に基づき、現在の日本にどれだけの在日外国人が存在するのかを見ていく。また、在日外国人は様々なバックグラウンドを持っており、日本での生活の形態も様々である。その多様性を知るために、彼が日本に在ることを許可された資格である「在留資格」を見てく。それにより、彼らの多様性を見ることができ、彼らがその生活においてどれだけ日本に依拠しているのか見ることができる。

#### **3-2-1 在日外国人の数**

実際に在日外国人が現在どのぐらいいるのか、これまでの推移と共に見ていく。また、在日外国人のこれまでの推移の統計をこれから示していくが、既に見たように、日本における外国人の扱いは、その登録に関して 2012 年前後で変化している。そのため統計の取り方において違いがあるが、その点については留意されたい。

在日外国人の数について、最新のデータである 2014 年度の法務省の統計<sup>8</sup>を見てみると、その総数は 212 万 1831 人であった。そしてその数の推移はどのようなになっているのかを次の図-2 に表した。

---

<sup>8</sup> 法務省 2014 年度 在留外国人統計

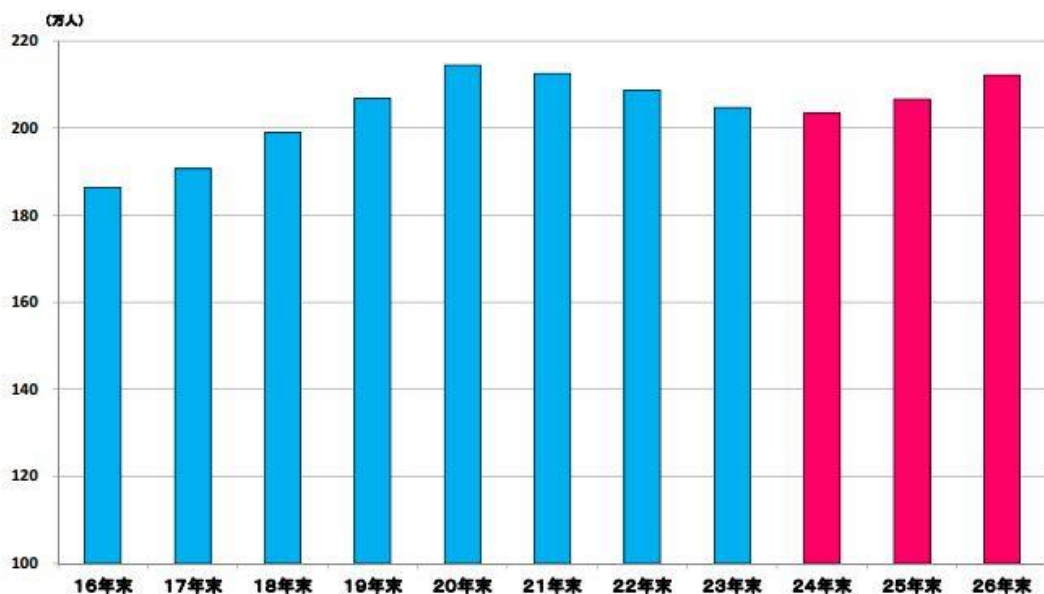


図-2 在日外国人 数 推移

法務省 HP より

<http://www.moj.go.jp/content/001140153.pdf>

このように 2010 年を頂点にその数は、2012 年まで減少をたどった後、現在まで上昇を続けている。2011 年、2012 年にその数が減少したのは、やはりその昨年 2011 年の東日本震災の影響が考えられるだろう。あるいは、先の節で述べたような、2012 年にそれまでの外国人登録の法律が新しい法律へ移行されたことで、統計上の数字に影響がでたということが推察される。しかし、2014 年にいたるまでの推移を見れば、その数は増加しており、今後も同じように増加していくことが予想される。

### 3-2-2 在日外国人 – 在留資格

上記の「3-1 『在日外国人』用語の整理と対象の明確化」において、一口に在日外国人といっても様々な背景をもった人々が存在することを述べた。彼らは総じて、日本で生活するために日本政府から「在留資格」というものが与えられている。そのため、この在留資格を見ることで、在日外国人の生活の多様性を見ることができる。在留資格の内訳を図-3 にまとめた。

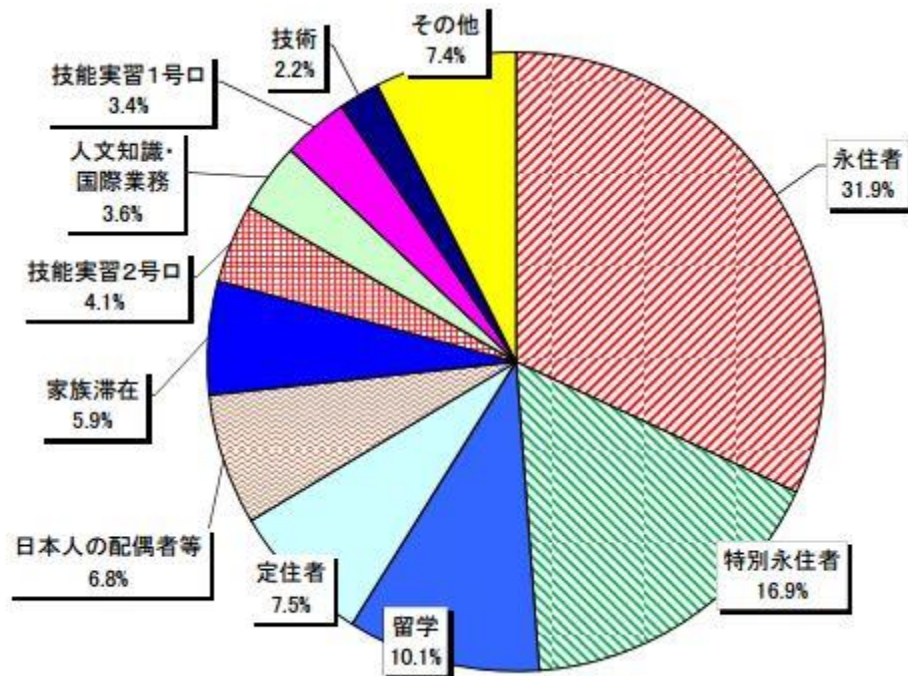


図 3 H26 年度 在留資格別 割合

法務省 HP より抜粋

<http://www.moj.go.jp/content/001140153.pdf>

以上のように在留資格の中で最も多いのは「永住者」「特別永住者」といった人々であり、約半数を占める。彼らは、第二次世界大戦後の日本の敗戦の流れの中で日本に住まざるを得なかった人々である。「定住者」とは日本からの海外移民で生まれた日系 2 世や 3 世で日本に戻ってきた人々や、日本人・永住者の配偶者として日本で暮らしていた外国人が離婚・死別などによって在留資格の変更が必要になった時に与えられる資格である<sup>9</sup>。その他の在留資格をもつ人々は、日本への出稼ぎ労働者として日本で暮らす人々であったり、日本人との結婚によって日本に住むこととなった人々である。

<sup>9</sup> イワタ行政書士事務所入管サイト  
[http://iwata-gyosei.com/z12\\_teizyu.html](http://iwata-gyosei.com/z12_teizyu.html)

### **3-3 異文化ストレスについて**

異文化ストレスはしばしば、文化受容ストレス(acculturative stress)という語とともに語られるが、本レジュメでは同義のものとして扱う。異文化ストレスとは、異文化との接触によって引き起こされる心理変化のことである。この心理変化は、人の身体や心に害を与える不快ストレスということもできる<sup>10</sup>。

また、この異文化ストレスが過度になった場合には PTSD や抑うつ症状、統合失調症といった精神疾患をも引き起こすことにもなる。本稿で取り上げている在日外国人は、その生活において、このような異文化ストレスを抱える危険性を持っている状態にある。

彼らのこのような状態は本レジュメの冒頭に挙げた、私の理想社会像における「自信」に反する。異文化ストレスを生じさせる異文化への適応の失敗とは、在日外国人が日本とは別の文化的背景を持っているという理由で、自己肯定感を得ることができていない状態を意味する。

このことは、日本人との関わりにおいて、次の 2 つことが考えられる。①在日外国人が日本人とは異なったアイデンティティを持つことにより、日本人からの尊重がなされていない②在日外国人と日本人との言葉の壁により、日本人と関わる機会を失っている。

この節では、異文化ストレスという語について、①ストレスという概念から異文化ストレスを捉え直し、異文化を持つという事が、自信を持つことを阻害することに繋がる、という上記のプロセスを示す。そして②異文化ストレスに関する言説を用い、異文化が人にもたらす変化について説明する。そして最後に、3-2 の節で述べた在日外国人との数を用いて、異文化ストレスに悩む在日外国人の推定数を提示する。

#### **3-3-1 ストレスとは**

ここでは、ストレスという概念から、異文化ストレスを捉え直し、異文化を起因としたストレスが自信喪失につながってしまうという事を示す。

ストレスについて、その根源は物理学においてこの言葉を使用していたカナダの生理学者であるハンス・セリエ博士が 1936 年に「ストレス学説」を発表したのがきっかけと言われている。ストレスとは、外部からの様々な刺激(ストレッサー)によって、自分の身体や心に負荷がかかり、「ゆがみ」が生じることを指す。それにより、様々な身体への不調を引き起こす原因になる。

ただ、ストレッサーによって生じるストレスは全て悪いものという訳ではない。ストレスにも種類があり、身体にとってプラスに働く「良いストレス」または「快ストレス」(eustress)と、身体に悪い影響を及ぼす「悪いストレス」または「不快ストレス」(distress)とがある。また適度なストレスは人の生産性を上げると言う(図-5)。しかしながら、ストレスがある一

---

<sup>10</sup> このことについては、「3-1 ストレスとは」において、ストレスという概念から説明を行っていく。

定の限界を超えてしまった場合には、身体や心に摩耗が生じることとなるのだ。

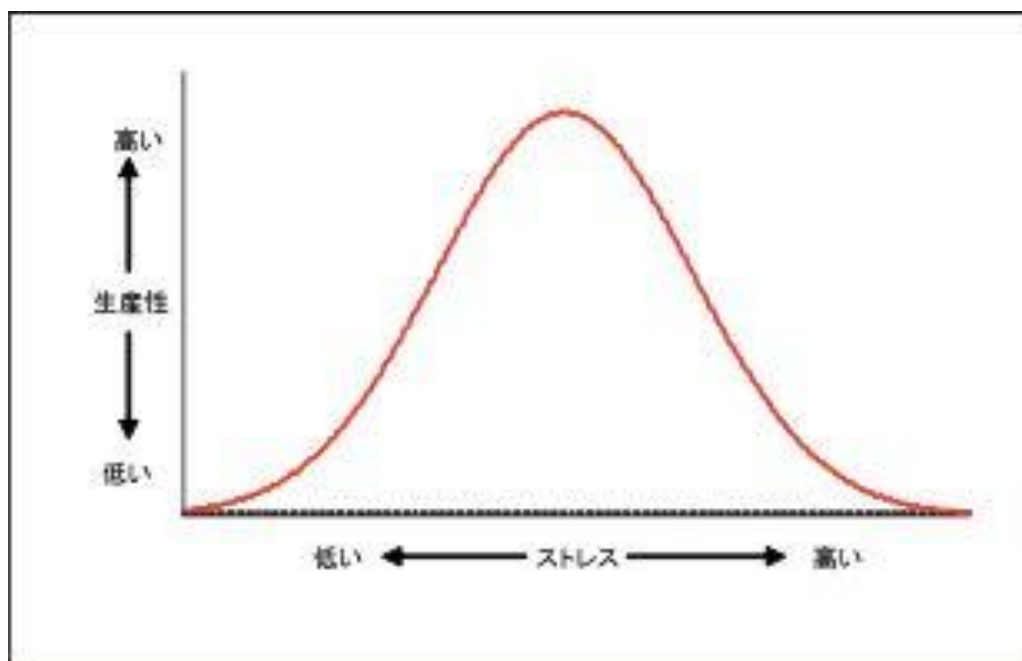


図-4 ストレスと生産性の相関

[http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h20/10\\_pdf/01\\_honpen/pdf/08sh\\_0103\\_03.pdf](http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h20/10_pdf/01_honpen/pdf/08sh_0103_03.pdf)

より抜粋 2015年8月17日閲覧

以上のことから、異文化ストレスについて次のようなことが言える。異文化ストレスとは、異文化というストレスラーによって引き起こされる、「悪いストレス」あるいは「不快ストレス」(distress)である。また、この異文化ストレスは一定の限界を越えてしまった時に、身体や心に害を与える。

これから、理想社会像と問題意識への導出において、他者との関わりが自己肯定感に繋がる、ということを示していく。

このことを考えるに、心理学の知見から、他者への自己開示が、他者からの受容を経ることにより、ストレスの軽減につながることを立証したの実験結果を用いる。なお、ここでいう自己開示とは、理想社会像における「他者との関わり」を指し、受容とは他者からの「アイデンティティの尊重」を指す。

丸山,今川(2001)は、北海道教育大学旭川高の学生1年生から4年生470名を対象にしたアンケート調査により、自己開示・受容・非受容とストレスの関係について以下のモデルを証明した(図-5)。

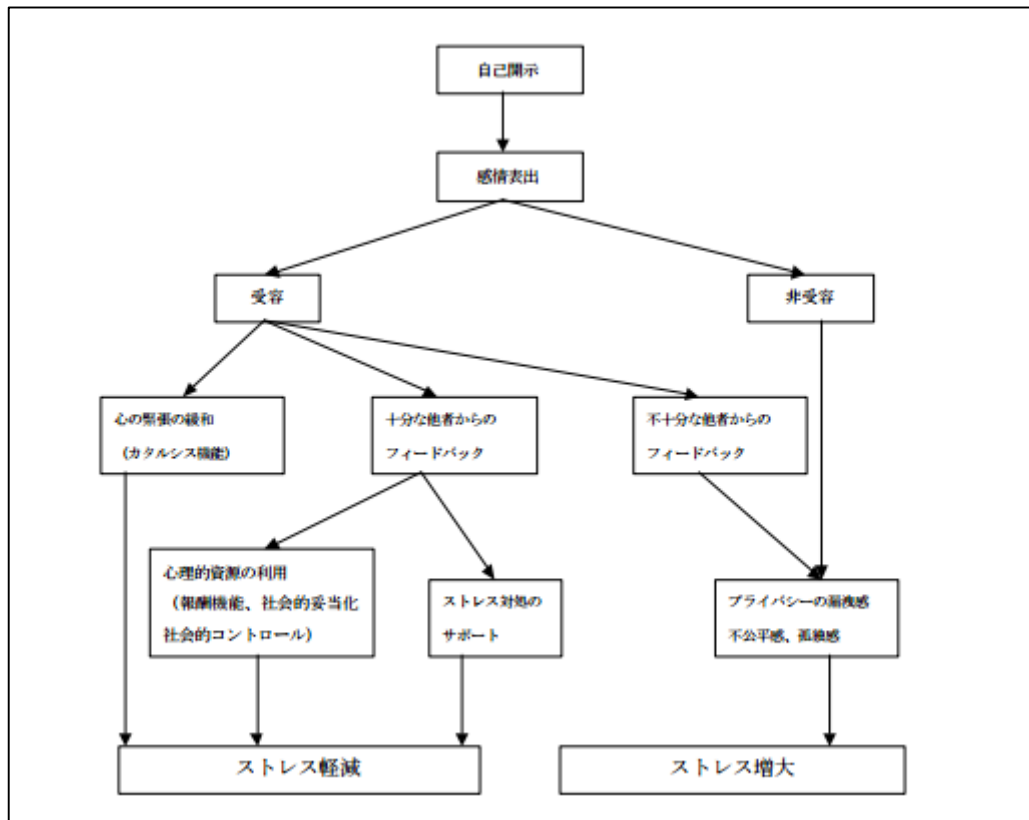


図-5 自己開示とストレスの関連

丸山利弥,今川民雄

「対人関係の悩みについての自己開示がストレス低減に及ぼす影響」より抜粋

図-5 における、自己開示からストレス増大へのプロセスをご覧いただきたい。そのプロセスには二通り存在するが、どちらも他者との関わりの中で、自身のアイデンティティの尊重がなされていないことが見て取れる。加えて、このプロセスを解明するにあたって、「孤独感」の項の根拠となるアンケート結果に「他の人からくだらないと言われた」といった「自信喪失」につながる回答群を用いている他、「心の緊張の緩和」の項において「他の人から真剣に話を聞いてもらえた」「その人は悩みを解決しようとしていた」といった「他者からの尊重」に繋がる回答を用いている。

### 3-3-2 異文化ストレス – 生じる過程

前の節では、ストレスという概念から、異文化ストレスを捉えることを試みた。この節では、異文化との接触が人にもたらす変化について述べていく。

Berry, Annis(1974)によると、人が異文化受容をする際、心理面や行動面において次の4つの変化が現れるという。①統合(integration)、②同化(assimilation)、分離(separation)、周辺化(marginalization)/失文化(deculturation)である。これら①~④について概要を説明すると次のようになる。

|                           |                                 |
|---------------------------|---------------------------------|
| ①統合(integration)          | 自分のもつ文化を維持しつつ新しい文化(=異文化)も取り入れる。 |
| ②同化(assimilation)         | 以前の文化を捨て新しい文化に適応する。             |
| ③分離(separation)           | 自分のもつ文化を維持し新しい文化との接触を積極的に回避する。  |
| ④周辺化<br>(marginalization) | 自分の持つ文化も新しい文化(=異文化)も捨て去る。       |

図- 6 Berry, Annis(1974)による文化受容の 4 類型

統合(Integration)とは、自らのアイデンティティを保持しながら異文化の社会に参加していくことであり、異文化に上手く適合することができた形である。この成功モデルは異文化ストレスを発生させない形であると言える。このモデルは図-6 の Lysgard(1955)の U カーブモデルで表すことができる。

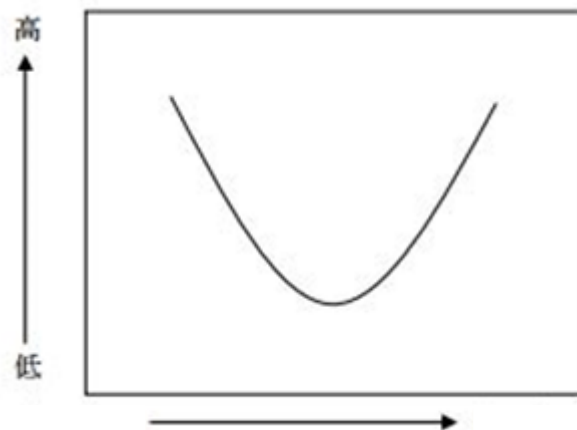


図- 7 Lysgard の異文化適応の U カーブモデル

<http://hdl.handle.net/10119/8079> より

2015 年 8 月 29 日閲覧

同化は、自らのアイデンティティを捨てて、異文化のストレスに移動していくことを指す。この同化には二種類のパターンが存在する。ひとつは自らが進んで異文化に適応して行こうとする自発的なものだ。ふたつめには外部の異文化という環境への適応が余儀なくされることから起こる外圧的なものが挙げられる。この内後者のものは、消極的な動機からなされるものであり、それを行った者の精神に異文化ストレスを生じさせるものである。

分離は、統合が自身のアイデンティティと折り合いを付けながら、異文化へ適応していくのとは違い、異文化を拒否し、自身のアイデンティティを守ろうとする逃避行動である。その中で、生じる異文化ストレスは、本レジュメの問題意識に合致する。

周辺化/失文化は、自らのアイデンティティに価値を置くこともせず、他者と関わることも放棄してしまった状態である。それは異文化ストレスが過度にかかってしまい、他者と

の関わりを断ち切ってしまった状態であると捉えることがで、本レジューメの問題意識に合致するものである。

### 3-4 在日外国人と異文化ストレス-推定数

ここでは、異文化ストレスを抱える在日外国人の推定数を割り出す。その参考になるに、平成 21 年、静岡県 of 浜松市精神保健福祉センターで行われた調査がある(図-7)。この調査は、浜松市健康福祉部精神保健福祉センターと静岡文化芸術大学によって行われた。

|           |                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------|
| (1) 対 象   | 浜松市に外国人登録をしている 16 歳以上のブラジル人のうち、無作為抽出された 5,000 人 |
| (2) 実施期間  | 平成 21 年 12 月 1 日から 14 日                         |
| (3) 調査方法  | 無記名自記式質問紙調査                                     |
| (4) 調査内容  | 個人属性・健康に関すること・自殺に関する意識・自由記載                     |
| (5) 結 果   |                                                 |
| ① 回 答 率   | 17.6% (うち日本語版での回答率 9.7%)                        |
| ② 抑うつ状態   | 抑うつ状態が疑われる (CES-D16 点以上) 30%                    |
| ③ 相談相手    | 誰もいない 5.7%、親族 76.8%、知人 46.6%、外部機関 18.5%         |
| ④ 自殺念慮の有無 | あり 8.6%、なし 91.4%                                |

図-8 静岡県浜松市「在住外国人メンタルヘルス実態調査」

この調査では、浜松市における在日外国人のうち、異文化ストレスの影響により抑うつ状態や自殺念慮を抱いてしまった状態にいる在日外国人が合わせて約 40% 存在することを明らかにした。抑うつ状態とは、過度なストレスにより、社会的な生活が送れなくなってしまい、他者との関わりが得られない状態である。

## 4. 原因分析

現状分析では、在日外国人が異文化ストレスによって、日本文化と自分の文化とを統合できていない現状を俯瞰的に見てきた。原因分析では、在日外国人に異文化ストレスを抱かせてしまう要因を検証していく。

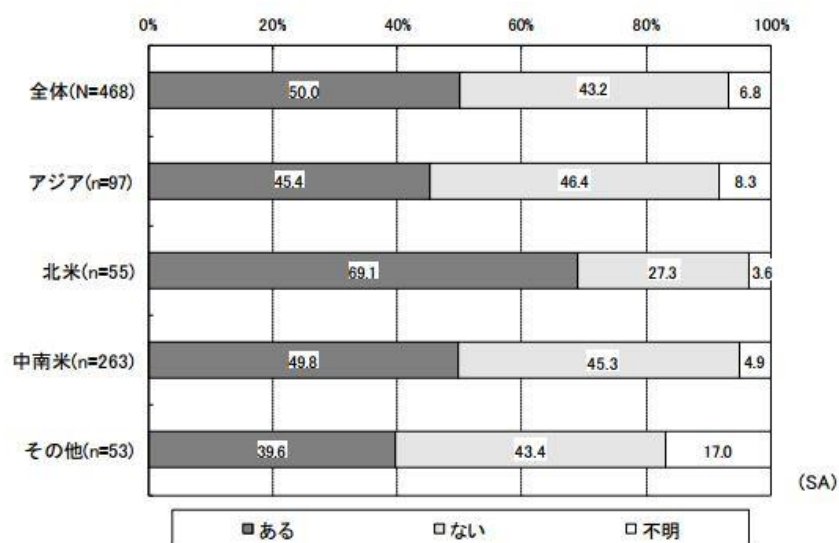
移住とメンタルヘルスの問題について、精神科医の野田文隆は、多文化主義の国であるカナダが 1998 年に発表した全国調査報告書に基づき、移住者の持つメンタルヘルス上の要因を分析した。主なものは次の 3 つである。①在日外国人への偏見・差別、②言語要因、③メンタルヘルス。

これら 3 つの要因はそれぞれ、私の理想社会像である「自信を持てる社会」に反するものである。そして、この 3 つに加えて、異文化ストレスに苦しむ在日外国人が存在する原因として考えられるものとして、④医療体制の不備の。以下からは、①～④それぞれについて

て、順を追って検証

#### 4-1 在日外国人への偏見・差別

受け入れ国の友好的態度の欠如として、日本人からの在日外国人への差別・偏見のといったものが挙げられる。まず、日本人による在日外国人への差別・偏見の有無を示すに、先に紹介した新宿区で行われたアンケート調査(図-6)では、在日外国人の人々が「生活の中で困っていること不満なこと」として、約 2 割の人が「日本人からの差別・偏見」を感じていると述べている。その他この点に関する調査として、平成 12 年、三重県で「県民意識及び外国人生活実態調査」が参考になる。(図-8)



##### ○質問

日本人でないことにより違った扱い（差別、バリアーなど）を感じたことがありますか。（単一回答）

図- 9 H12 三重県「県民意識及び外国人生活実態調査」

図-8 を見ればわかるとおり、同調査は在日外国人の約半数が、日本人からの差別・偏見を明らかにした。また、この質問に対する回答には次のようなものが寄せられている。

日本人にじっと見つめられたり、触られたり「外人」と大きな声で呼ばれたことがある。私が日本語が出来ないと思ってセクハラらしい言葉を言っていますが理解できます。他の日本人と違う待遇をされている。ある程度は仕方ないが、失礼の方が多いのでイヤです。

ある旅館では外国人が泊まることを禁じている。時々公の場所で日本人にじろじろ見られたり、笑われたことがある。

|                                                      |
|------------------------------------------------------|
| 何度も学校で                                               |
| 車の部品を買う際に、日本人の店員に売ることを拒否された。外国人は皆泥棒だと言われた。           |
| スーパーに入ったとき、「外国人がスーパーに入りましたのでご注意ください」という放送が入った。       |
| 自分の住んでいる地域で差別があった。「ここは外国人のいるところではない」とある人に言われた。       |
| 住んでいたアパートの隣の人は嫌がらせをして「外人は出て行け」と言っていた。職場でも嫌がらせをされていた。 |

図- 10 H12 三重県「県民意識及び外国人生活実態調査」回答

回答例を見ると、在日外国人がその生活の日常的な部分において、日本人からの差別の目を向けられていることがより詳細に見て取れる。

#### 4-2 言語要因

在日外国人に異文化ストレスを生じさせるものとして、「②移住した国の言語が話せない」を挙げたが、言語要因に関しては下の図-4 新宿区に行ったアンケート調査から読み取ることができる。

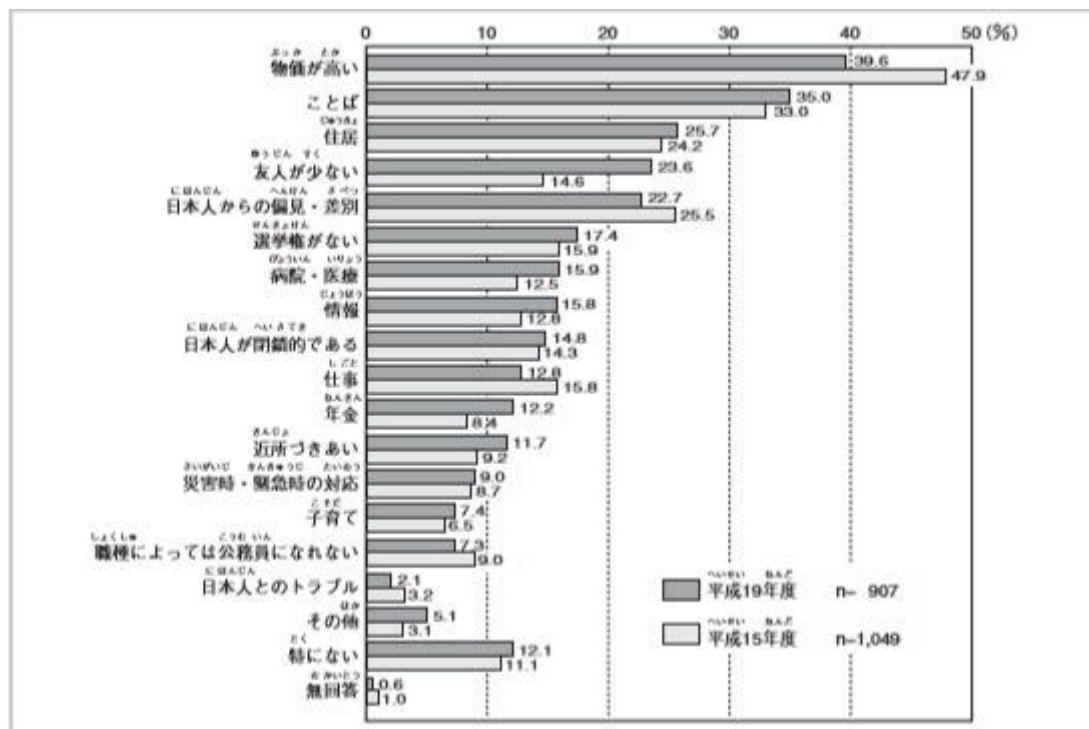


図-11 新宿区多文化共生実態調査 「生活で困っていること不満なこと」より

図-4 からわかるように、在日外国人が生活の中で直面する困難な事柄として「ことば」の問題は 35%に及び、全体で 2 番目になっていることは注目すべきところである。ことばの問題はコミュニケーションの問題に関わってくる。そしてコミュニケーションの問題は上記のアンケート調査の他の項目、「友人が少ない」「情報」「仕事」「近所づき合い」「災害時・緊急時の対応」「日本人とのトラブル」にも関わる。

加えて、在日外国人の日本語の能力について、2008 年に国立国語研究所の行ったアンケート調査では、1662 人の在日外国人回答者のうち、日常生活に困らない程度にできる言語として日本語を挙げなかった人が約 4 割いたという<sup>11</sup>。現在在日外国人が日本に約 200 万人存在することから推定すると、**現在日本には、日本語に不自由な在日外国人が数十万人存在すると考えられる。**

また、日本語によるコミュニケーションと異文化ストレスの相関について、関東圏内の 49 名の在日カンボディア人を対象に行った調査がある。(図-7)

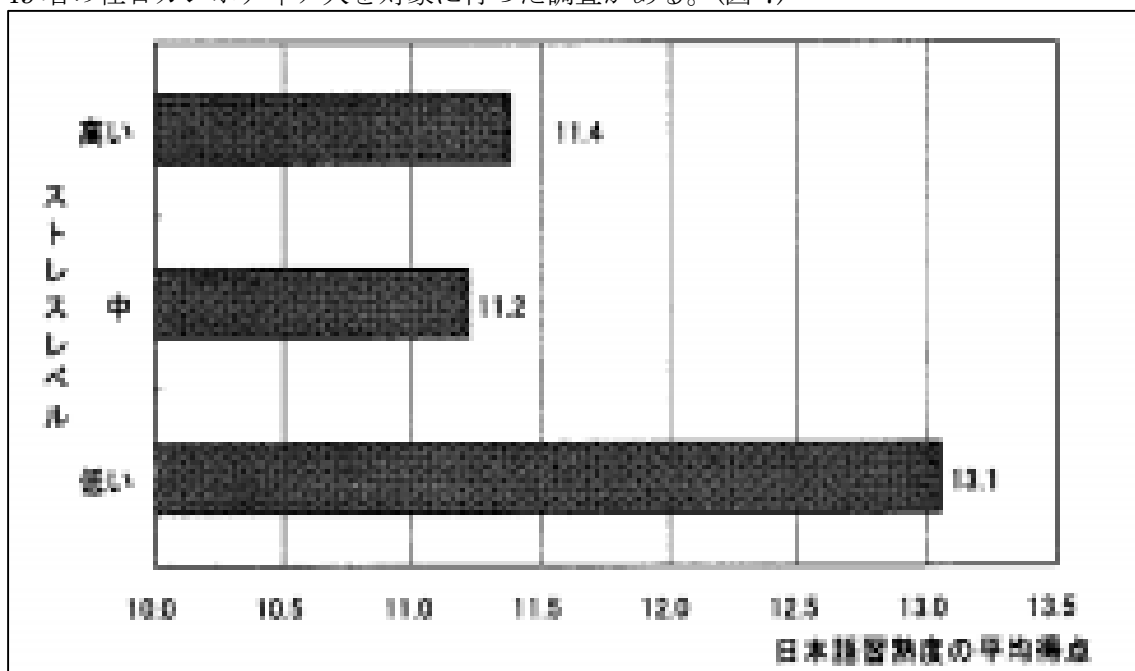


図- 12 「日本語でコミュニケーションができない」のストレスレベルと日本語の習熟度

糸井裕子「在日カンボディア人の文化変容にともなうストレス」より抜粋

[http://ci.nii.ac.jp/els/110008729300.pdf?id=ART0009805696&type=pdf&lang=jp&host=ci.nii&order\\_no=&ppv\\_type=0&lang\\_sw=&no=1440699755&cp=](http://ci.nii.ac.jp/els/110008729300.pdf?id=ART0009805696&type=pdf&lang=jp&host=ci.nii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1440699755&cp=)

上記の表を見ればわかるとおり、日本語習熟度が低くさと、異文化ストレスには相関があることがわかる。大まかに、日本語の習熟度が低くなればそれだけ、異文化ストレスに苛まれる危険性が上昇すると言える。

<sup>11</sup> 独立行政法人国立国語研究所日本語教育情報センター学習項目グループ・評価基準グループ『『生活のための日本語：全国調査』結果報告〈速報版〉』2009 年より  
[http://www.ninjal.ac.jp/archives/nihongo-syllabus/research/pdf/seika\\_sokuhou.pdf](http://www.ninjal.ac.jp/archives/nihongo-syllabus/research/pdf/seika_sokuhou.pdf)

また、言語を話せないことからくる異文化ストレスの症例として、次の事例を紹介する。

・事例・ 様々な身体症状を訴える中国人男性 51 歳

5 年前に永住目的で妻とともに来日。言葉の問題を抱えている。

来日してから半年したあたりから、頭重感、動悸、めまいなどの様々な身体症状が出現。家に閉じこもりがちになる。

大西守「異文化ストレス症候群」より抜粋 1992 年

上記の事例は言語を原因として、男性に過度な異文化ストレスが生じてしまい、身体症状にまで至ったケースである。また、これを原因分析の「3・3・2 異文化ストレス・生じる過程」で述べた類型に当てはめるなら、家に閉じこもり、異文化との関わりを断ち切ってしまうという点で、④周辺化に該当する事例である。

#### **4-3 メンタルヘルスサポートの不備**

ここでは、在日外国人の異文化ストレスの悩みを解消するためには、慈恵医大における在日外国人の診断結果から、ある種の専門性を持ったメンタルヘルスサポートが必要なことを示す。

精神科医の大西(1992)は慈恵医大の精神科を訪れた在日外国人患者たちの 123 例のサンプルを基に、彼らを診察するにあたって、次のような問題があると述べる。

- ① 身体症状を訴えるものが多く、内科などへの受診例が散見される
- ② コミュニケーション、通訳の問題

①は精神的なストレスが起因して起きてしまう病状に対して、自身がそのことに気がつけずに精神科医までたどり着くことができない、という例である。

また、とりわけ在日外国人の場合は言語を始めとした、外国のルーツを持っていることからくるコミュニケーションの問題も抱えている。

在日外国人の言葉を理解し、彼らがどのような生活をしているのか、彼らの内面を読み解くための専門性が必要なのである。

## 5. 政策

原因分析において、在日外国人に異文化ストレスを抱かせる要因に、①在日外国人への偏見・差別、②言語要因、③医療体制の不備の3つをあげ、それぞれ検証した。

本レジュメでは、問題解決のための政策として3つの政策を提案する。まず一つ目が「インターカルチュラル政策」である。これは、日本人と在日外国人の間に、「居住地域の発展」という目標を設定することにより、相互的に作用し、発展していくための対等な交流の場を作る。そうすることにより、「①在日外国人への差別・偏見」のない日本人と在日外国人とが分かりあえる環境を整えることに繋がり、これから先、異文化ストレスが発生することを防ぐことが出来る。その上で、②言語要因を解消すべく、日本語支援政策を展開し、言語によって異文化ストレスを発生させてしまっている現状の改善を測る。そして最後に、現にいま、異文化ストレスに苦しむ在日外国人のための相談窓口である、こころの相談事業を提案する。

### 5-1 インターカルチュラルシティ政策

欧州で始まった取り組みで、移民の持つ多様な力を都市政策に活かそうとする試みである。欧州ではフランス、ダブリン、コペンハーゲンなど21都市で行われている。

欧州では移民受け入れや少数民族問題が大きな政治課題となっている。フランスはどうか主義、英国、オランダなどでは多文化主義で移民を受け入れてきたが、いずれも民族的な軋轢や対立が続いている、という背景から生まれたものである。

従来の「多文化共生」の方針は、少数の人々を保護する対象として捉えるのに対し、この政策は異文化間の交流の活性化によって、地域の発展を目指すものである。

具体的には、地域住民集会を設置する。年3~4回開き、そこで事業計画の策定や事業報告を行う。移民を含めた住民自らが地域の課題について話し合い、場を設置し、自ら解決に動くことができるよう支援する。

#### 〈成功事例〉

イギリス、ロンドン、ルイシャム区。

異なる文化の違いを奨励・保護する街というだけでなく、元々そこに住んでいた住民、移民それぞれが、ともに暮らすものとしての共通の思いを育み、住民が結束した街(インターカルチュラルシティ)へ向け、地区住民集会(Local Assemblies)を設置している。

総会への出席者は2010年度には述べ5543人が参加した。移民の参加率は36%。地区住民集会の開催を通して、住民の意識に大きな効果があった。地区住民集会出席者への調査の結果、54%が地域の決定に影響を持てたと感じており、80%が地域の課題について勉強できた、参加したことへの満足度を示しているほか、72%は異なる背景を持つ人々が集うことができたと感じており、61%がこれまでよりもよりよい関係を築くことができたということが判明している。

## 5-2 日本語学習支援政策

この政策は、原因分析で挙げた「言語要因」に対応するための政策である。在日外国人は日常生活を送る上で、言語を理由に困難を抱え、他者との関わりを失ってしまい、その結果異文化ストレスを抱いてしまう、そのような在日外国人を対象とするのがこの政策である。

この政策では、地域の日本人ボランティア募り、彼らを在日外国人のための学習パートナーとして活用する。そして在日外国人の人々に、日本人とのコミュニケーションの中から日本語を学習して貰おうとするものである。そして、本政策は以下の点で従来の学校型日本語教育とは異なっている。

| 従来の学校型日本語教育     | 本政策における日本語教育(地域型) |
|-----------------|-------------------|
| 教師・学生           | 学習者・支援者・援助者       |
| 教える・習う 上下関係・権力性 | 必要な知識を共有する水平関係    |
| 一対多             | 一対一/多対多           |
| 日本語学校・大学・教育機関   | 日本語教室・プライベートレッスン  |
| 画一的・計画的         | 個別性・多様性・非計画的      |
| 集中型             | 分散型               |

教師と学生という従来のトップダウンの形式ではなく、一般の日本人との対等な関係を、在日外国人ひとりひとりに合わせた形で行って行こうとするものがこの政策の特色である。

この事例として、豊田市で行われている「とよた日本語学習支援システム」というケースを、成果を上げているモデルとして挙げることができる。

「とよた日本語学習支援システム」では、一般のボランティアの人々でも、在日外国人の日本語学習となり、在日外国人の日本語の習熟度別に、学習支援を行っている。同市の行った、2008年の報告書によると、一年間の内、この取り組みを利用した在日外国人の数は約400人に上り、日本人ボランティアはそれを越える約430人もの人が集まった。

また、同事業は、あるコースの25名の受講前と受講後の日本語能力についてのアンケート調査を行っており、その効果を知ることが出来る。

下にそのアンケートの回答結果を掲載した。

- ・会話がしっかりできるようになり、話した内容も理解してくれているようなのでよくなっていると思う。
- ・今までは通訳が必要だったが、最近では通訳はいらなくなった。
- ・普通の敬語を話せるようになった。
- ・日常の会話が増えたこともあり、仕事の指示もやりやすくなった。

また、静岡県による多文化共生アンケート調査(H22)によれば、日本語を学びたいかという問いに対し、30%の人が「ぜひ学びたい」、44%の人が「機会があれば学びたい」と答えた、合計で70%以上の在日外国人が日本語を学ぶことに積極的であると言える。

### 5-1 こころの相談事業

外国人のこころの支援に関する相談システムには現在、2つの方法がある。主に法律や生活の問題を相談する外国人無料専門家相談会と、内科、外科、小児科、婦人科といった身体の検診を中心とした医療的な無料検診会である。

こころの問題を相談する領域は、司法、対人関係、生活の問題全てに関係している。その意味では、こころの相談事業は、医療・司法・コミュニティーの中間にあるものとも言えるし、これら3つを根底から支えているものと言える。

例えば、当初は法律相談をするつもりでやってきた在日外国人であっても、よく話を聞いてみれば、心理的問題が混在していることもある。

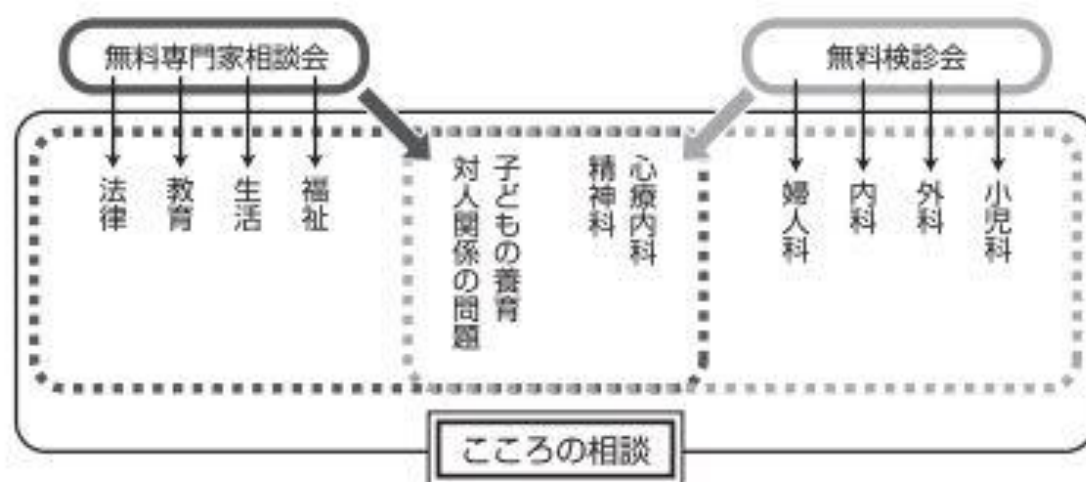


図-13 こころの相談事業

なお、このような取り組みに関しては、民間のレベルで行われているだけであり、まだデータが存在しないため、実際にこの事業を利用した在日外国人のケースを挙げる。

#### ケース① アジア系出身 A さん（60 歳）

A さんは長年連れ添った夫と離婚し、生活保護を受けている。夫は数年前、離婚。夫は同じ国の出身で、母国では医師免許を取得していた。

元夫は現在日本において内科医として働いていたが、A さんはそれを「偽医者」と主張する。そのことから、最初 A さんは法律の相談窓口に来ており、元夫を訴えると言って聞か

なかったが、こころの相談事業により、A さんがストレスから妄想状態に陥ってしまっていた事が発覚し、相談を行った。

その結果、A さんの訴えたいという気持ちも自然和らぎ、最後にあ訴えなくても良いとがまとまったという。

#### ケース② 中東系出身 B さん（40 歳）

B さんは、頭痛やめまい、吐き気、腹痛などを訴え、無料検診会の中の内科医のもとを訪れた。話を聞いていくと、胸が苦しくなることや夕方になると手足がしびれることなどを語った。しかし身体的な以上は見当たらない。

そこでこころの相談事業に繋がれたことにより、職場での日本人とのコミュニケーション不全に起因する軽いうつ状態と推測されたため、心療内科や精神科に B さんをつなげることができた。

## 6. 参考文献一覧

阿部祐「『こころ』の壁・精神科医の立場から」

[http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/img/pdf/sv2\\_abe.pdf](http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/img/pdf/sv2_abe.pdf)

閲覧日 2015 年 8 月 27 日

阿部祐「多文化間メンタルヘルスの動向と実践」順天堂大学スポーツ健康科学研究第 5 号,1~7 2001 年

[http://www.juntendo.ac.jp/hss/albums/abm.php?f=abm00008150.pdf&n=vol5\\_p001.pdf](http://www.juntendo.ac.jp/hss/albums/abm.php?f=abm00008150.pdf&n=vol5_p001.pdf)

閲覧日 2015 年 8 月 28 日

一條玲香「外国人相談の傾向と心理的問題を抱える相談『T 外国人相談センターにおける過去 9 年間の相談記録から』」

<http://www.sed.tohoku.ac.jp/library/nenpo/contents/62-2/62-2-10.pdf>

閲覧日 8 月 27 日

糸井裕子「在日カンボディア人の文化変容にともなうストレス」

[http://ci.nii.ac.jp/els/110008729300.pdf?id=ART0009805696&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order\\_no=&ppv\\_type=0&lang\\_sw=&no=1440699755&cp=](http://ci.nii.ac.jp/els/110008729300.pdf?id=ART0009805696&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1440699755&cp=)

閲覧日 2015 年 8 月 28 日

イレナ・グイディコヴァ「インターカルチュラル・シティー～社会統合を推進するために多様性をマネージする」

[http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf\\_277/14\\_culture01.pdf](http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf_277/14_culture01.pdf)

閲覧日 2015 年 8 月 27 日

大川洋史「文化変容モデルの誕生」

大川洋史「M&A と文化変容(Acculturation)」

[http://merc.e.u-tokyo.ac.jp/mmrc/dp/pdf/MMRC236\\_2008.pdf](http://merc.e.u-tokyo.ac.jp/mmrc/dp/pdf/MMRC236_2008.pdf)

閲覧日 2015 年 8 月 28 日

大西晶子「異文化間接触に関する心理学的研究についてのレビュー-文化的アイデンティティ研究を中心に-」

<http://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/dspace/bitstream/2261/955/1/KJ00002401153.pdf>

閲覧日 2015 年 8 月 29 日

大西守「異文化ストレス症候群 人はなぜ異国で病むのか カルチャーショックを克服するには」 バベル・プレス 1992 年

小笠原美喜「『多文化共生』先進自治体の現在-東海及び北関東の外国人集住自治体を訪問して-」

[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9484231\\_po\\_077505.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9484231_po_077505.pdf?contentNo=1)

閲覧日 2015 年 8 月 27 日

金田智子「在住外国人に対する『言語学習』の重要性」 特集 海外における在住外国人の言語学習制度

[http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf\\_272/04\\_sp.pdf](http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf_272/04_sp.pdf)

閲覧日 2015 年 8 月 28 日

姜尚中「知の攻略 思想読本 4 ポストコロニアリズム」 作品社 2001 年

北脇保之「インターカルチャー政策に基づく自治体外国人政策のフレームワーク」

[http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/ceemmer/img/pdf/12\\_kitawaki.pdf](http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/ceemmer/img/pdf/12_kitawaki.pdf)

閲覧日 2015 年 8 月 27 日

北脇保之「自治体外国人政策のフレームワーク-EU の社会統合制作から日本の政策を考える  
-」

<http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/ceemmer/No08%2099-111.pdf>

閲覧日 2015 年 8 月 28 日

国際交流基金「平成 24 年度八日調査報告書インターカルチュラル・シティ(多文化共生都市)  
事業」

[https://www.jpf.go.jp/j/about/admin/evaluation/dl/h24\\_icc.pdf](https://www.jpf.go.jp/j/about/admin/evaluation/dl/h24_icc.pdf)

閲覧日 2015 年 8 月 27 日

国立大学名古屋大学(留学センター)「とよた日本語学習支援システム構築プロジェクト 実  
績報告書(抜粋)」

[http://www.toyota-j.com/misc/ja\\_text\\_72.pdf](http://www.toyota-j.com/misc/ja_text_72.pdf)

閲覧日 2015 年 8 月 28 日

自治体国際化協会「欧州諸都市の多文化共生施策～インターカルチュラル・シティを目指  
して～」

<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/404.pdf>

閲覧日 2015 年 8 月 28 日

白水繁彦、撫木寛子「在日外国人と日本人のコミュニケーション-地域における交流・支援  
活動の実態-」

[http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/23094/20141016142337781046/J-Int-Edu-HiroshimaUniv\\_4\\_47.pdf](http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/files/public/23094/20141016142337781046/J-Int-Edu-HiroshimaUniv_4_47.pdf)

閲覧日 2015 年 8 月 27 日

田中宏「在日外国人第三版 法の壁、心の溝」岩波新書 2013 年

浜松市「浜松市多文化共生都市ビジョン」

[http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokusai/kokusai/documents/iccvision\\_jp.pdf](http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokusai/kokusai/documents/iccvision_jp.pdf)

閲覧日 2015 年 8 月 28 日

日々の紗也香「今後の日本における多文化共生政策についての一考察-欧州からのインターカルチュラル政策の流れを受けて-」

<http://www.clb.law.mita.keio.ac.jp/pls-committee/seijigakukenkyu-49/hibino.pdf>

閲覧日 2015 年 8 月 27 日

水野直樹,文京洙「在日朝鮮人 歴史と現在」岩波新書 2015 年

毛受敏浩「10 年後の日本と多文化共生『人口激変-移民は日本に必要である』からの提唱」

[http://www.jiam.jp/journal/pdf/v73/tabunka\\_01.pdf](http://www.jiam.jp/journal/pdf/v73/tabunka_01.pdf)

閲覧日 8 月 28 日

本橋哲也「ポストコロニアリズム」岩波新書 2005 年

山口敦子、吉本恭子、細越俊矢「民族的少数者や若者を政策決定に巻き込む工夫-レイシャム区の多文化共生施策-」

[http://www.jlgc.org.uk/gyomu\\_mt/lewisham\\_report.pdf](http://www.jlgc.org.uk/gyomu_mt/lewisham_report.pdf)

閲覧日 2015 年 8 月 28 日

山脇啓造「インターカルチュラル・シティ-欧州都市の新潮流-」

[http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf\\_267/14\\_culture.pdf](http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf_267/14_culture.pdf)

閲覧日 2015 年 8 月 27 日

山脇啓造「多文化共生に向けて『ロンドン・レイシャム区』」

<http://www.jiam.jp/melmaga/kyosei/newcontents63.html>

閲覧日 2015 年 8 月 28 日

横山穰「社会変化と社会適応問題-アメリカ合衆国における地域精神衛生を通してアジア系移民・難民問題を考える-」

[http://ci.nii.ac.jp/ez.wul.waseda.ac.jp/els/110008093146.pdf?id=ART0009617622&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order\\_no=&ppv\\_type=0&lang\\_sw=&no=1440683861&cp=](http://ci.nii.ac.jp/ez.wul.waseda.ac.jp/els/110008093146.pdf?id=ART0009617622&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1440683861&cp=)

閲覧日 2015 年 8 月 28 日

Geonsil Lee「外国人労働者のメンタルヘルスと心理援助の現状と展望」

[http://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/dspace/bitstream/2261/55295/1/edu\\_52\\_31.pdf](http://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/dspace/bitstream/2261/55295/1/edu_52_31.pdf)

閲覧日 8 月 27 日

渡部一郎「自治体政策における『外国人相談』の意義と課題-多言語政策としての『言語サービス』の視点から-」

[http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/83-94%20\\_%E5%88%A5%E5%86%8A02-6.pdf](http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/83-94%20%E5%88%A5%E5%86%8A02-6.pdf)

閲覧日 2015 年 8 月 27 日